

平成15年5月9日

長期保有の有価証券の時価評価及び強制評価減の見直し、  
固定資産の減損会計に係る強制適用開始時期の延期について

日本銀行企画室参事役  
和田 哲郎

1. 会計基準の重要性

企業会計基準は、透明で公正な財務情報の開示、市場参加者による企業価値の適正な評価を通じて、金融資本市場の効率性を向上させるものであり、言わば金融資本市場の重要なインフラ。

2. 長期保有の有価証券の時価評価及び強制評価減の見直し（選択制）

（長期保有の有価証券の時価評価の見直しについて）

有価証券の時価評価基準は、投資家に対する的確な財務情報の提供、企業の側のリスク管理及び財務活動の成果の的確な把握、国際的視点からの企業情報の同質性や比較可能性の要請、から導入されたものと認識。

一方、今回、関係者の中で、短期的な市場価格の変動が財務会計面に大きく影響することに関して、問題意識があることも認識。

次の3点を考慮しつつ、企業会計基準委員会が、現行の会計基準見直しの是非を判断することが重要と認識。

売却可能性のある有価証券をバランスシート上で時価評価することは、投資家への適切な企業情報の開示として、一定の合理性がある。

「その他有価証券」については、事業遂行上などの必要性から直ちに売買・

換金を行うことには制約を伴う要素もあり、売却の意図が明確でない点を考慮し、取得原価と時価の評価差額を原則、当期の損益として処理しないことで、その時点での企業価値の適正な評価に寄与。

現在の時価評価基準は、関係者の間で十分な議論がなされ、国際的な会計基準の調和にも配慮して、導入された経緯。

(強制評価減の見直しについて)

有価証券の強制評価減の規定は、商法施行規則、企業会計原則に定められており、債権者、投資家を保護する観点から、わが国の会計慣行として定着。

### 3. 固定資産の減損会計に係る強制適用開始時期の延期について

固定資産の減損会計は、固定資産の収益性が低下し、投資額の回収が見込めなくなったことが明らかな場合に、一定の条件の下で資産の回収可能性を帳簿価額に反映させることを目的とした会計基準と認識。

固定資産の減損会計には、資産の継続的使用によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値である使用価値等を資産評価に反映させるという点で、透明で公正な企業情報の開示という観点等から、意義があることを考慮しつつ、企業会計基準委員会が、強制適用開始時期の延期の是非を判断することが重要。

以 上